宮崎県立みやざき中央支援学校

危険等発生時対処要領
（危機管理マニュアル）

令和５年　３月改訂

―目　次―

（事故）
１　学校内における児童生徒の事故への対応・・・・・・・・・・　1
２　校外学習等における児童生徒の事故への対応・・・・・・・　3
３　登下校時における児童生徒の事故への対応・・・・・・・・　5
４　休日等における児童生徒の事故への対応・・・・・・・・・　7

（不審者対応）
５　不審者の校内立ち入りへの対応・・・・・・・・・・・・・・　9

（火災）
６　学校での火災における対応・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
７　学校での火災における対応（夜間・休日等）・・・・・・・・　１３

（水害）
８　学校での大雨等水害における対応・・・・・・・・・・・・・　１５

（地震・津波）
９　学校での地震・津波における対応・・・・・・・・・・・・・　１７
１０　学校外での地震・津波における対応（校外学習等）・・・・・　２０
１１　学校外での地震・津波における対応（通学中）・・・・・・・　２２
　　スクールバス運行中における緊急時の対応（通学等）・・・　２３
１２　職員不在時の地震・津波における対応・・・・・・・・・・　２５

（弾道ミサイル対応）
１３　学校での弾道ミサイル発射に係わる対応（授業中）・・・・　２７
１４　さまざまな場面における避難行動の留意点　・・・・・・　２９

（失踪者対応）
１５　児童生徒の失踪における対応（授業中）・・・・・・・・・　３０
１６　児童生徒の失踪における対応（登校途中）・・・・・・・・　３２
１７　児童生徒の失踪における対応（下校後・休日等）・・・・・　３４
１８　児童生徒の失踪における対応（校外学習中等）　・・・・・　３６

（別紙）児童生徒失踪時の校内捜索箇所　・・・・・・・・・・・　３８
　　集中管理教室、校外捜索地図　・・・・・・・・・・・・　３９

【学校保健安全法】

危険等発生時対処要領の作成等

第２９条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。

２　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

３　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第１０条の規定を準用する。

※　本部を設置した場合、本部長は校長とする。不在の場合は、副校長→教頭→事務長が本部長となる。

１　学校内における児童生徒の事故への対応

１　事故発生・・・発見者または近隣の職員が、「救命措置」を第一に応援を求める。
　　応援に駆け付けた職員に、①保健室への連絡、②ＡＥＤの確保、③応援要請の
　　放送を依頼する。

２　応急措置・・・救命措置、応急措置を行う。

３　救急連絡・・・救急車が必要と判断した場合、救急車の要請をする。
　　救急車を要請した者は、管理職と事務室に報告する。

４　状況確認・・・該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、
　　保護者名、保護者との連絡状況等を確認する。《管理職》

５　病院搬送・・・傷病の程度により、病院に搬送する。

６　保護者連絡・・児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名等について
　　連絡をする。《学級担任または副担任》

７　現状報告・・・病院に搬送後、付添の職員が学校へ該当児童生徒の状況を報告する。
　　《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》

８　関係機関・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項

①　保護者への連絡は、相手に動揺させることがないように、事故の状況、傷病の状況、
　　搬送先の病院名、保険証の持参等、落ち着いて連絡する。

②　加害者がいる場合、加害者の保護者にも必ず状況説明の連絡をする。
　　（生命に関わる場合、被害者の保護者に連絡をとった後で、大きな傷病でない場合は、
　　病院から連絡を受けた後とする。）

③　生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。

④　部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

1　学校内における児童生徒の事故への対応

<table>
<tr><th></th><th>事前の対応</th><th>発生時の対応</th><th>事後の対応</th></tr>
<tr><td>（職　員）</td><td>・マニュアルの把握
・保健調査票の準備</td><td>（学級担任または発見者）
 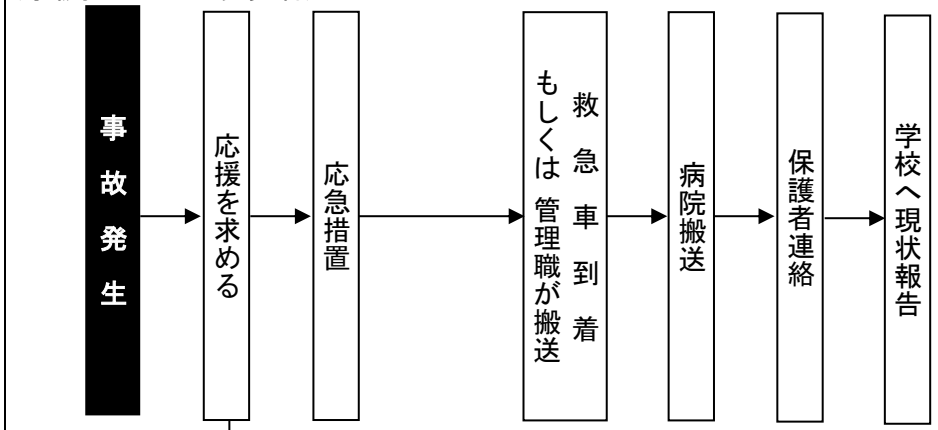

（応援の職員）
保健室へ連絡
ＡＥＤの確保
応援の要請放送 990</td><td>・保護者への連絡
（加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う）</td></tr>
<tr><td>（保健室）</td><td>・マニュアルの把握</td><td> 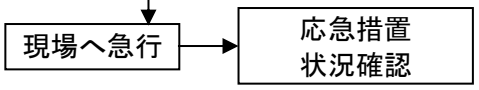
</td><td></td></tr>
<tr><td>（管理職）</td><td>・マニュアルの周知</td><td> 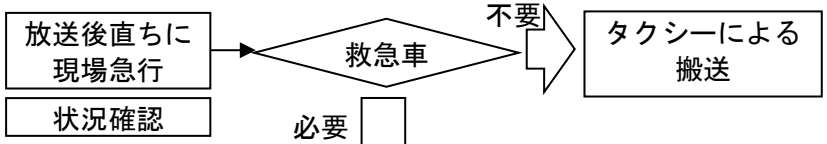
</td><td>・状況把握
・保護者への連絡指示
・関係機関へ報告</td></tr>
<tr><td>（事務室）</td><td></td><td> 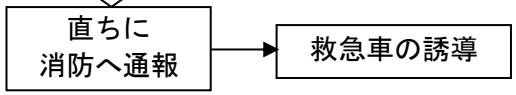
</td><td></td></tr>
</table>

２　校外学習等における児童生徒の事故への対応

１　事故発生・・・発見者または近隣の職員が、「救命措置」を第一に応援を求める。
　　応援に駆け付けた職員に、①学校への連絡、②ＡＥＤの確保を依頼する。

２　応急措置・・・救命措置、応急措置を行う。

３　組織連絡・・・学校（管理職及び養護教諭）へ連絡し、随時、現場の状況を確認する。
　　管理職と養護教諭で状況を確認する。

４　救急連絡・・・救急車が必要と判断した場合、救急車の要請をする。《引率者》
　　救急車を要請した場合は、管理職及び養護教諭に連絡する。

５　状況確認・・・該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、
　　保護者名、保護者との連絡状況等を確認する。《管理職》

６　病院搬送・・・傷病の程度により、病院に搬送する。その際は、タクシーを利用する。
　　《学級担任または副担任、関係職員》

７　保護者連絡・・児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名等について連
　　絡をする。《学級担任または副担任》

８　現状報告・・・病院より、学校に該当児童生徒の状況を報告する。
　　《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》

９　関係機関・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項

①　校外学習等においては、事前に緊急時の病院およびＡＥＤ設置場所を確認し、
　計画書に記載しておく。

②　交通事故の場合、加害者の名前、連絡先（住所、電話番号、勤務先等）、車種やナ
　ンバープレート等の確認をし、警察に説明できるようにしておく。

③　保護者への連絡は、相手に動揺させることがないように、事故の状況、傷病の状況、
　搬送先の病院名、保険証の持参等、落ち着いて連絡する。

④　生徒が加害者である場合、加害者の保護者にも必ず状況説明の連絡をする。
　（生命に関わる場合、被害者の保護者に連絡をとった後で、大きな傷病でない
　場合は、病院から連絡を受けた後とする。）

⑤　生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。

⑥　部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

2　校外学習等における児童生徒の事故への対応

	事前の対応	発生時の対応	事後の対応
（職員）	・マニュアルの把握 ・緊急時の病院およびＡＥＤ設置場所の確認 ・保健調査票の持参	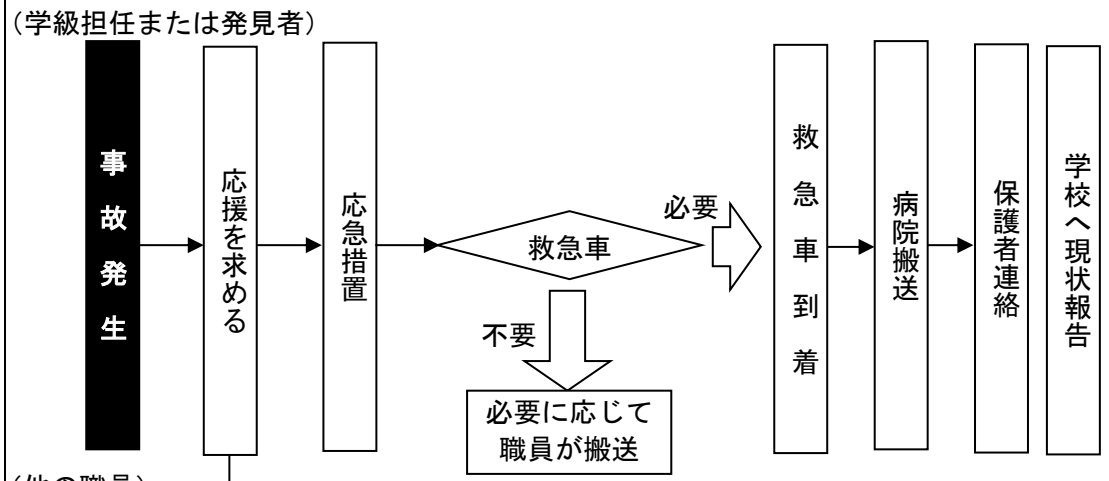	・保護者への連絡 （加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う） 交通事故等の場合 加害者の確認事項 ○ 名前 ○ 連絡先 ・住所 ・電話番号 ・勤務先 ○ 車種 ○ ナンバープレート
（管理職）	・マニュアルの周知	状況確認	・状況把握 ・保護者への連絡指示 ・関係機関へ報告
（保健室）	・マニュアルの周知 ・保健調査票の管理	状況確認	

3　登下校時における児童生徒の事故への対応

（本校児童生徒が事故等に遭った場合）

1　事故の連絡・・・学校または学級担任に一報が入る。
氏名、性別、学年、学部、発生場所、時間、事故の状況、対応状況等について聴取し記録する。必ず通報者の氏名、連絡先（電話番号等）を聞く。

2　組織連絡・・・・管理職へ連絡する。関係職員（学級担任、副担任、学部主事、学年主任、生徒指導主事）へも連絡する。

3　状況確認・・・・管理職の指示により、学級担任または副担任、養護教諭が現場へ行き、現場の状況を確認する。状況によっては、警察等の関係機関に連絡する。
（交通事故の場合は、必ず消防・警察に連絡済かどうか確認する。）
該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、保護者名、保護者との連絡状況等を調査する。
《学級担任または副担任》

4　病院搬送・・・・傷病の程度により、病院に搬送を要請する。
《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》

5　保護者連絡・・・児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名、保険証の持参等について連絡する。《学級担任または副担任》

6　現状報告・・・・病院より、学校に該当児童生徒の状況を報告する。
《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》

7　関係機関・・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項
①　保護者への連絡は、相手に動揺させることがないように、落ち着いて対応する。

②　交通事故の場合、加害者の名前、連絡先（住所、電話番号、勤務先等）、車種やナンバープレート等の確認をし、警察に説明できるようにしておく。

③　生徒が加害者である場合、加害者にも必ず状況説明を聞く。
（生命に関わる場合、被害者の保護者に連絡をとった後で、大きな傷病でない場合は、病院から連絡を受けた後とする。）

④　生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。

⑤　部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

3 登下校時における児童生徒の事故への対応

<table>
<tr><th></th><th>事前の対応</th><th>発生時の対応</th><th>事後の対応</th></tr>
<tr><td>（職員）</td><td>・マニュアルの把握
・保健調査票の準備</td><td>（学校または学級担任、養護教諭）
 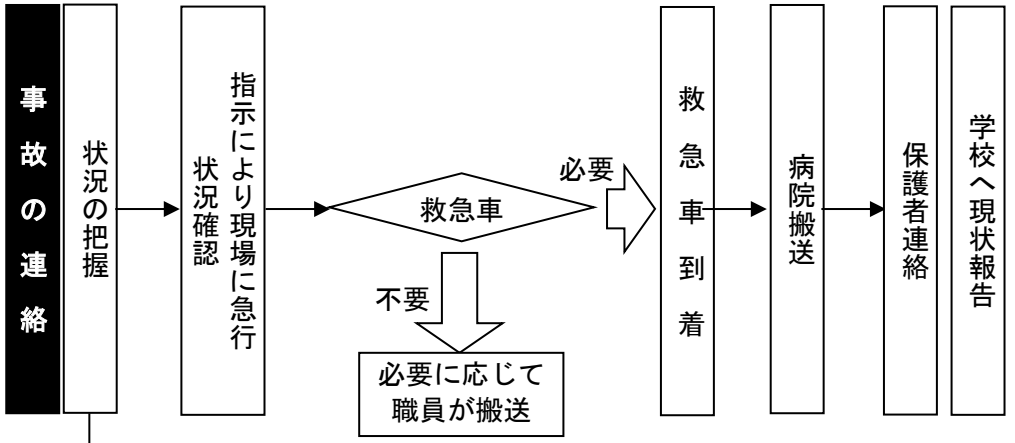
</td><td>・保護者への連絡
（加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う）
交通事故等の場合
加害者の確認事項
○ 名前
○ 連絡先
・住所
・電話番号
・勤務先
○ 車種
○ ナンバープレート</td></tr>
<tr><td>（管理職）</td><td>・マニュアルの周知</td><td> 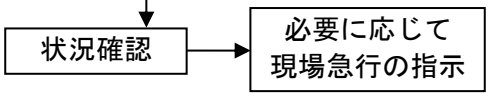
</td><td>・状況把握
・保護者への連絡指示
・関係機関へ報告</td></tr>
</table>

４　休日等における児童生徒の事故への対応

（本校児童生徒が事故等に遭った場合）

１　事故の連絡・・・学校（警備員を通じて）または管理職、学級担任に一報が入る。
氏名、性別、学年、学部、発生場所、時間、事故の状況、対応状況等について聴取し記録する。必ず通報者の氏名、連絡先（電話番号等）を聞く。

２　組織連絡・・・・管理職へ連絡する。関係職員（学級担任、副担任、学部主事、学年主任、生徒指導主事、養護教諭）へも連絡する。

３　状況確認・・・・管理職の指示により、学級担任または副担任が現場へ行き、現場の状況を確認する（不在の場合は、学年主任、学部主事、生徒指導主事が代行する）。
状況に応じて警察等に連絡する（交通事故の場合は、必ず消防・警察に連絡する。）
該当児童生徒の学年、性別、氏名、発生場所、時間、原因、状況、傷病の程度、保護者名、保護者との連絡状況等を調査する。
《学級担任または副担任、不在の場合は学部主事等》

４　病院搬送・・・・傷病の程度により、病院に搬送を要請する。

５　保護者連絡・・・児童生徒の保護者へ、事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名、保険証の持参等について連絡する。《学級担任または副担任、不在の場合は学部主事等》

６　現状報告・・・・病院より、学校に該当児童生徒の状況を報告する。
《養護教諭、学級担任または副担任、関係職員》

７　関係機関・・・・県教育委員会等への報告は校長が判断する。

留意事項
①　保護者への連絡は、相手に動揺させることがないように、落ち着いて対応する。

②　交通事故の場合、加害者の名前、連絡先（住所、電話番号、勤務先等）、車種やナンバープレート等の確認をし、警察に説明できるようにしておく。

③　生命に関わる事故の場合、必ず管理職が病院へ行く。

④　部外者等の対応については、校長（または教頭）が行う。

4 休日等における児童生徒の事故への対応

<table>
<tr><th></th><th>事前の対応</th><th>発生時の対応</th><th>事後の対応</th></tr>
<tr><td>（職員）</td><td>・マニュアルの把握</td><td>（管理職または学級担任）
 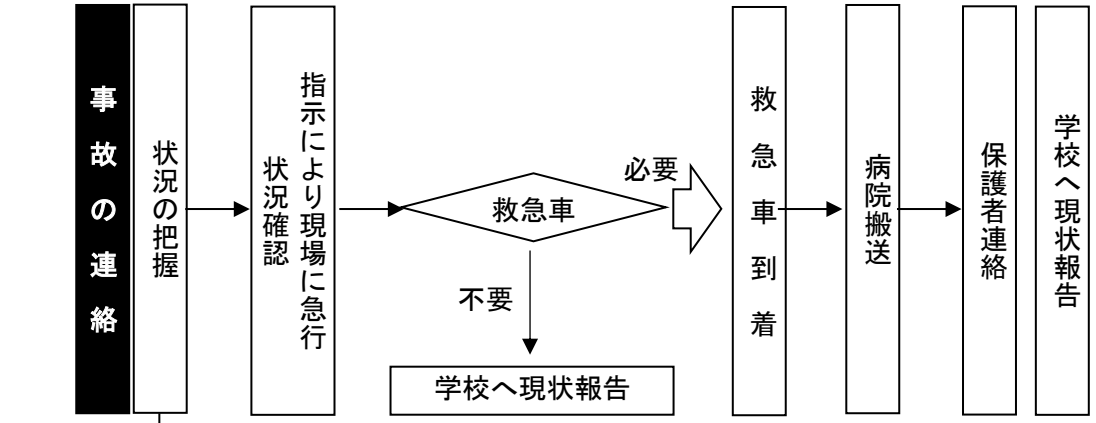
</td><td>・保護者への連絡
（加害者がいる場合は、加害者の保護者へも状況説明を行う）
交通事故等の場合
加害者の確認事項
○ 名前
○ 連絡先
・住所
・電話番号
・勤務先
○ 車種
○ ナンバープレート</td></tr>
<tr><td>（管理職）</td><td>・マニュアルの周知</td><td>状況確認 → 必要に応じて現場急行の指示</td><td>・状況把握
・保護者への連絡指示
・関係機関へ報告</td></tr>
</table>

５　不審者の校内立ち入りへの対応

１　訪問受付・・・登下校時を除く９時１５分以降１４時までは校門を閉め、訪問者が都度開閉を行う。

卒業生であっても、外部の者（保護者、学校関係者を除く）が校内に立ち入る場合は、事務室に設置してある来校受付簿に必要事項を記入して、名札を付けて立ち入るようにする。

２　不審者侵入・・名札を付けていない不審者を見かけたら、原則として複数（２人以上）で対応し（遠くから不審者に呼びかける場合を除く）、事務室で来校受付をするように依頼する。

やむを得ず１人で対応するときは、不審者に近づかず十分に距離（２m以上）を保って声をかけてみる。

３　応援要請・・・依頼に応じない場合は、周辺の職員に応援を依頼する。

周辺の職員は校内放送（９９０）で、不審者の侵入場所を知らせる。

緊急放送（９９０）の例

不審者が〇〇（場所）にいます。応援をお願いします。

繰り返します。

不審者が〇〇（場所）にいます。応援をお願いします。

※２回復唱する

管理職および協力できる職員は放送を受けて現場へ急行し、校外への退出を命じる。

事務室は、警察へ直ちに通報する。

４　安全確保・・・不審者に対応する職員は、児童生徒を安全な場所に避難させながら、自分の安全を確保する。応援に駆けつける職員は、さすまた等の得物を持参する。

５　関係機関・・・県教育委員会等への報告や警察への対応は、校長が判断する。

留意事項

①　１１０番通報後、不審者でなかったことが判明した場合は、直ちに再度１１０番で誤りを報告する。

②　声かけや指示に従わない侵入者は不審者とみなし、対応する。

５ 不審者の校内立ち入りへの対応

	事前の対応	発生時の対応	事後の対応
（職員）	・マニュアルの把握 ・さすまた等の場所の確認	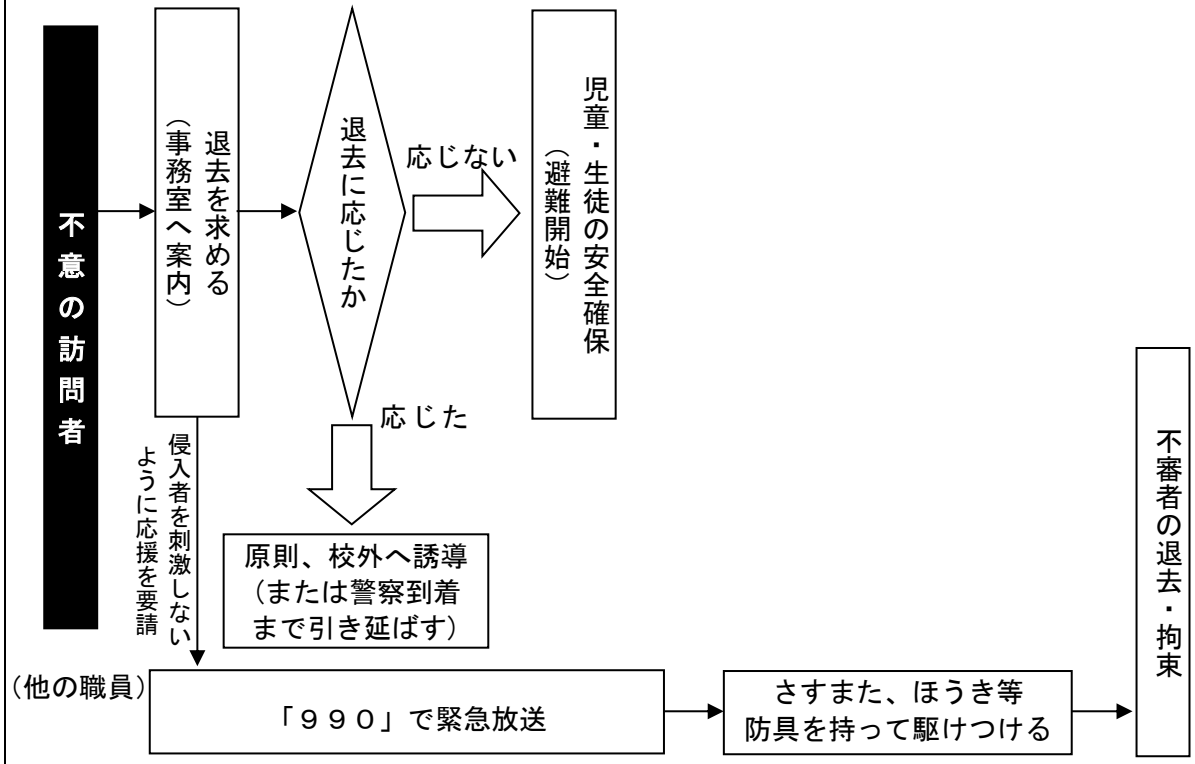	防災対策委員会開催 ・校内の情報収集 ・保護者への連絡（みや央メール、文書による連絡） ・教育再開の目途・準備 ・児童生徒の心のケア ・再発防止対策
（管理職）	・マニュアルの周知	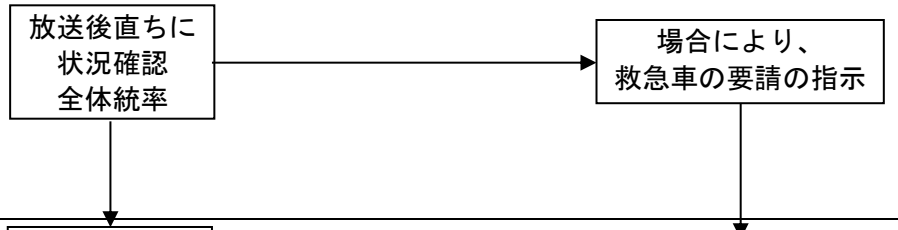	・状況把握 ・警察への事情説明 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示
（事務室）		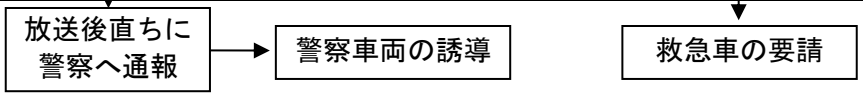 ※ 不審者でないことが判明した場合、直ちに１１０番で誤りを報告。	

6　学校での火災における対応

1　火災発生・・・発見者または近隣の職員が、大声で通報するとともに、火災報知器や
　　事務室からのアナウンス等で火災であることを知らせる。

2　状況把握・・・発見者は初期消火ができると判断したら、消火器等で消火活動を行う。
　　その間、初期消火班は、現場へ急行する。

3　本部設置・・・校長を本部長とし、事務室に設置し、本部対応として防火管理者が待機する。
　　《防火管理者：教頭》

4　避難指示・・・初期消火が不可能な場合は、火災発生場所、避難経路、避難場所を明確にし、
　　児童生徒及び職員に指示を出す。
　　本部より消防署への連絡を指示する。（事故の状況、被害の程度等）《事務室》
　　※火災発生場所付近の消火栓にある電話機に専用機器を持参し接続する。

5　避難誘導・・・避難指示に従い、避難を行う。《学級担任または副担任、関係職員》
　　職員は、近隣の施設内の避難状況を確認しながら避難を促す。

6　避難確認・・・校長を本部長とし、本部長は避難場所で待機する。
　　避難が終了したら、人数を確認し、本部長へ報告する。
　　（ 担任　→　学部主事・学年主任　→　本部長 ）
　　また、確認できない児童生徒または職員がいた場合も、本部長へ報告し、
　　本部長の指示に従って、捜索を行う。

7　非常持出・・・火災の状況により、持ち出しが可能であれば、本部長の指示により、
　　重要物件の搬出、保管にあたる。《教頭、関係職員》

8　鎮火処理・・・鎮火後の処理については、現場の状況に応じて本部長が指示する。
　　児童生徒の引き渡しについては、本部長が判断する。

9　関係機関・・・県教育委員会等への報告、消防や警察への対応は、校長が判断する。

10　児童生徒・・・児童生徒の対応、保護者への連絡等について、校長が判断する。

留意事項
①　初期消火班は、あらかじめ消火器を持って現場に急行する。
（初期消火班は、学校要覧Ⅵ総務 防災規則 第３章自衛消防組織及び非常防火組織 参照）

6 学校での火災における対応

	事前の対応	火災発生時の対応	事後の対応
（職員）	・マニュアルの把握 ・避難困難児童生徒の把握と対応等の検討 ・避難状況や経路のシミュレーション ・児童生徒の緊急連絡先の確認 ・消火栓や消火器等の消火設備の場所や使用方法の確認	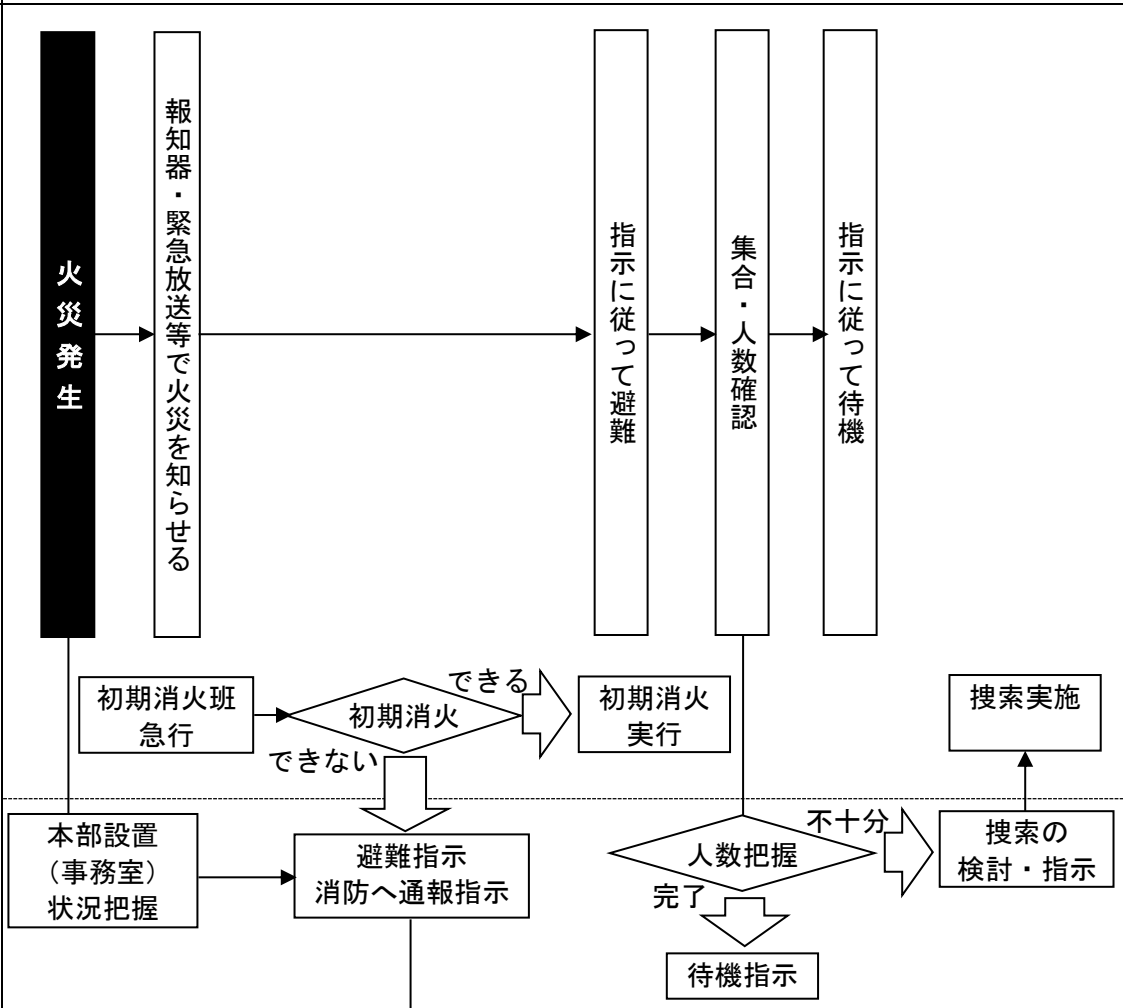	・校内の情報収集 ・保護者への連絡 ・児童生徒の引き渡しへの対応
（管理職）	・マニュアルの周知 ・重要物件の確認		・職員への状況把握への指示 ・消防・警察への事情説明 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示
（事務室）	・重要物件の確認		・重要物件の確認

7　学校での火災における対応（夜間・休日等）

1　火災発生・・・発見者（警備員等）が、管理職へ連絡する（組織連絡）。現場へ来てもらう。

2　状況把握・・・発見者は初期消火ができると判断したら、消火器等で消火活動を行う。
初期消火が不可能な場合は、周囲の安全を確保しながら消防の到着を待つ。

3　本部設置・・・校長を本部長とし、事務室に設置する。本部対応として防火管理者が待機する。《防火管理者：教頭》

4　緊急出勤・・・管理職の指示で、みや央メールや緊急連絡網により全職員へ連絡し、出勤できる職員は直ちに出勤する。

5　非常持出・・・火災の状況により、持ち出しが可能であれば、管理職の指示により、
集合した職員で、重要物件の搬出、保管にあたる。《関係職員》
その判断は、消防の指示に従う。

6　鎮火処理・・・鎮火後の処理については、消防署の指示を受け本部が指示する。
職員は、出火前の現場周辺の状況について情報収集にあたる。
（戸締まりの状況、ガス、電気器具等の使用状況、その他）

7　保護者連絡・・特に必要のある場合には、校長の判断により、児童生徒の保護者へ連絡をする。《学級担任または副担任》
寄宿舎生の引き渡しが必要な場合、校長が判断する。

8　関係機関・・・県教育委員会等への報告、消防や警察への対応は、校長が判断する。

留意事項
① 消防車が消火活動等を行っている場合、非常持出等については消防署の指示に従って校内に入る。

7 学校での火災における対応（職員不在時）

	事前の対応	火災発生時の対応	事後の対応
（警備員等）	・連絡先番号の確認 ・消火栓や消火器等の消火設備の場所や使用方法の確認	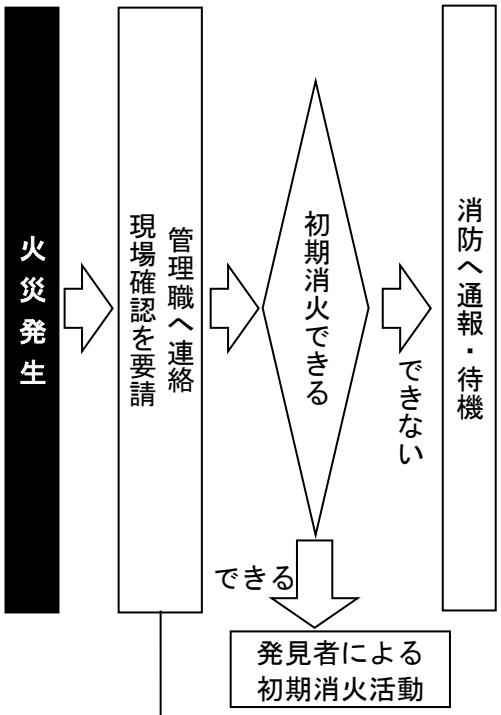	
（管理職）	・携帯電話の常備 ・警備員等への初期消火依頼	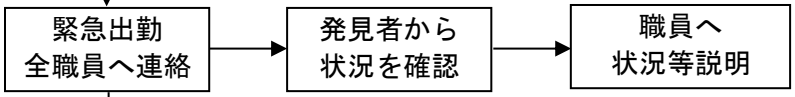	・職員への状況把握の指示 ・消防・警察への事情説明 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示
（職員）	・携帯電話の確認 ・みや央メールの確認	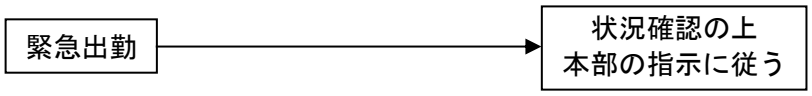	・校内の情報収集 ・保護者への連絡 ・生徒の引き渡しへの対応

８　学校での大雨等水害における対応

１　警報発令・・・警報または特別警報発表時、周辺地域の状況、今後の気象状況等を確認する。
（状況把握）　状況に応じて、校内待機または下校連絡を指示する。≪管理職≫
但し、特別警報発表時は、原則として校内待機とする。

（避難等が必要な場合）

２　本部設置・・・校長を本部長として、一次本部を事務室に設置する。
状況に応じて、二次本部を２階職員室に設置する。

３　避難指示・・・職員は２階以上の教室等、安全な所で避難または待機するように指示する。本部より、状況説明の放送を入れる。

４　避難誘導・・・避難指示に従い、避難を行う。《学級担任または副担任、関係職員》
職員は、近隣の施設内の避難状況を確認しながら避難を促す。

５　避難確認・・・避難が終了したら、人数を確認し、本部へ連絡する。確認できない児童生徒または職員がいた場合、本部へ連絡する。
本部の指示に従って、捜索を行う。

６　状況確認・・・水害による被害状況を把握するために、本部の指示に従って、捜索できる職員が校内を見回る。

７　安全確保・・・学校周辺、国道１０号線周辺の状況や日向住吉駅（ＪＲ）の状況を本部が把握し、安全が確認できるまで、児童生徒を下校させずに避難場所で待機させる。
その場合、みや央メールや電話で保護者へ状況を伝える。

８　下校判断・・・学校周辺の安全が確認され、国道１０号線周辺、日向住吉駅（ＪＲ）、通学路及び児童生徒の居住地域の安全が確認されたと本部が判断した場合、みや央メールにて保護者に連絡し、児童生徒を下校させる（保護者へ連絡が取れない場合、引き続き学校に待機）。その時、保護者への引き渡し場所等についても連絡する。
なお寄宿舎生については、保護者の判断により寄宿舎待機または下校とする。

９　関係機関・・・県教育委員会等へ学校及び学校周辺の被災状況について報告する。

□　職員不在時における大雨等水害時の職員参集・配置基準

「宮崎県教育委員会防災計画」に基づき、職員不在時における大雨時の職員参集・配置基準を以下の通りとする。

配置基準	管理職	学校職員	寄宿舎職員
大雨警報又は洪水警報発令時で、災害対策本部が設置された場合	校長の判断による。		

８ 学校での水害における対応　※大雨等水害時の職員参集・配置基準についてはｐ15 に記載

	事前の対応	水害発生時の対応	事後の対応
（職員）	・マニュアルの把握 ・避難困難児童生徒の把握と対応等の検討 ・避難状況や経路のシミュレーション ・児童生徒の緊急連絡先の確認 ・児童生徒引き渡しカードの準備	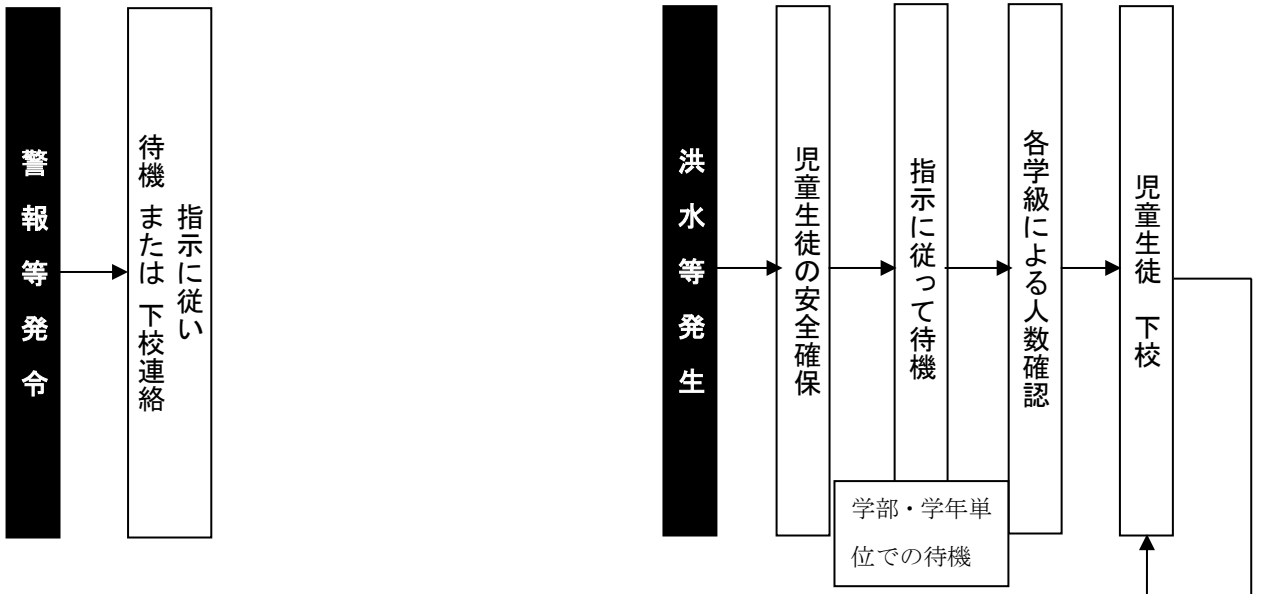	・校内の情報収集 ・保護者への連絡 ・駐車場の整理
（管理職）	・マニュアルの周知 ・保護者への引き渡し用の名簿の準備 ・近隣住民との対応確認	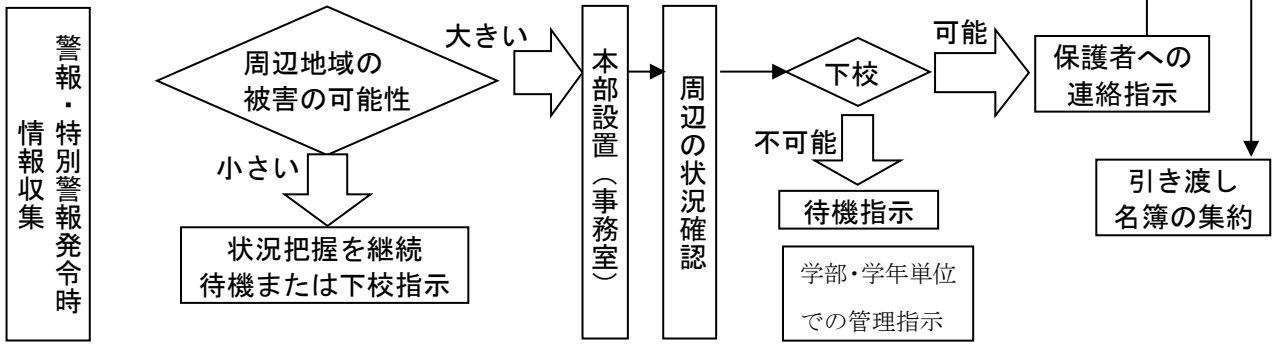	・職員への状況把握への指示 ・関係機関へ報告
（事務室）			・連絡確認対応

９　学校での地震・津波における対応

１　地震発生・・・職員は、児童生徒に机の下等、安全な所に身を隠すように指示する。地震・津波情報を把握できた者が、職員室または事務室より地震の放送を入れる。放送が使用できない場合は、メガホン等で各学部に速やかに伝達する。

（避難等が必要な場合）

２　本部設置・・・校長を本部長として、一次本部を事務室に設置する。
状況に応じて、二次本部を３階音楽準備室に設置する。

３　避難指示・・・本部は避難場所を選定し、揺れが治まったら児童生徒、職員への避難を指示する。

４　避難誘導・・・避難指示に従い、避難を行う。《学級担任または副担任、関係職員》
職員は、近隣の施設内の避難状況を確認しながら避難を促す。

６　避難確認・・・本部長は避難場所で待機する。
避難が終了したら、人数を確認し、本部長へ報告する。
（ 担任　→　学部主事・学年主任　→　本部長 ）
また、確認できないまたは負傷している児童生徒や職員がいた場合も、本部長へ報告し、本部長の指示に従って、捜索や救護を行う。
地震による被害状況を把握するために、本部長の指示に従って、担架班等で校内を見回る。状況を確認し、安全が確認された上で、教室に戻るかどうかの判断を本部長が行い、指示を出す。

（大地震のみ、または津波が学校周辺まで来なかった場合）

７　安全確保・・・学校周辺、国道１０号線周辺の状況や日向住吉駅の状況を把握し、安全が確認できるまで、児童生徒を下校させずに避難場所で待機させる。

８　下校判断・・・学校周辺の安全が確認され、国道１０号線周辺、日向住吉駅（ＪＲ）、通学路及び児童生徒の居住地域の安全が確認されたと本部が判断した場合、みや央メールにて保護者に連絡し、児童生徒を下校させる（保護者へ連絡が取れない場合、引き続き学校に待機）。その時、保護者への引き渡し場所等についても連絡する。
なお寄宿舎生については、保護者の判断により寄宿舎待機または下校とする。

９　関係機関・・・県教育委員会等へ学校及び学校周辺の被災状況について報告する。

留意事項
① 避難が必要なほどの大きな地震の場合、津波を想定して必ず校舎３階へ避難する。
② 大津波が発生し、学校に迫っている場合は、校舎３階で待機する。その際に児童生徒に被害状況を見せないように、カーテンなどで窓を覆う。
③ 大津波が発生して、あらゆるものを流してしまい、すぐに復旧が見込めない場合は、校舎３階で３日程度過ごさなければならない状況になることも想定しておく。

９ 学校での地震・津波における対応 ①

	事前の対応	地震・津波発生時の対応
（職員）	・マニュアルの把握 ・避難困難児童生徒の把握と対応等の検討 ・避難状況や経路のシミュレーション ・児童生徒の緊急連絡先の確認 ・児童生徒引き渡しカードの準備	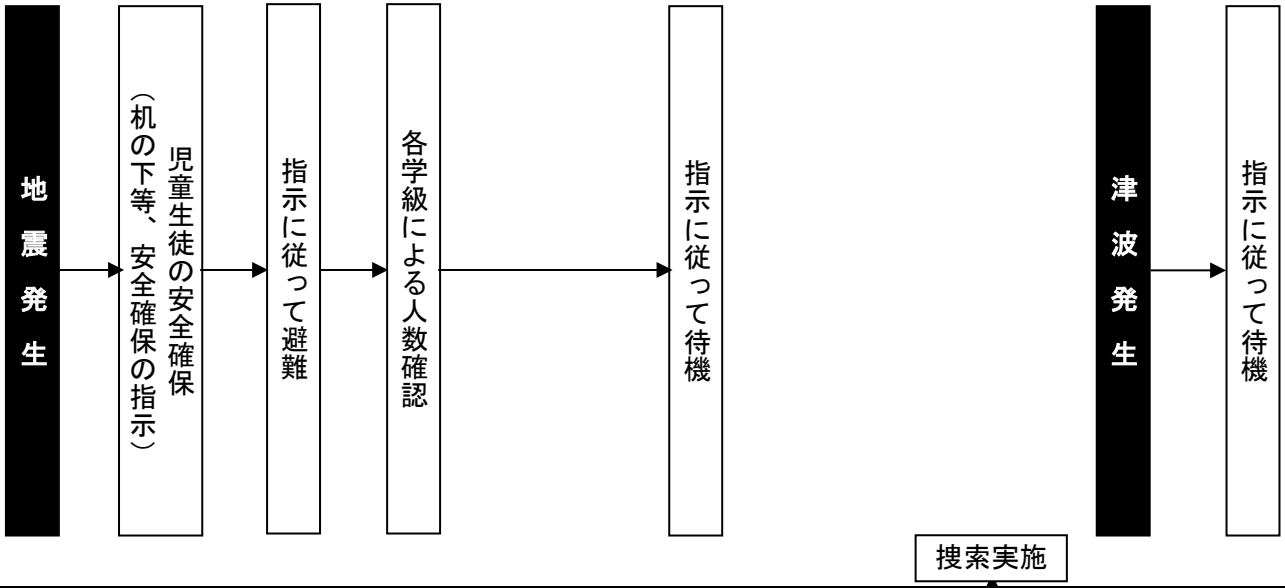
（管理職）	・マニュアルの周知 ・保護者への引き渡し用の名簿の準備 ・近隣住民との対応確認	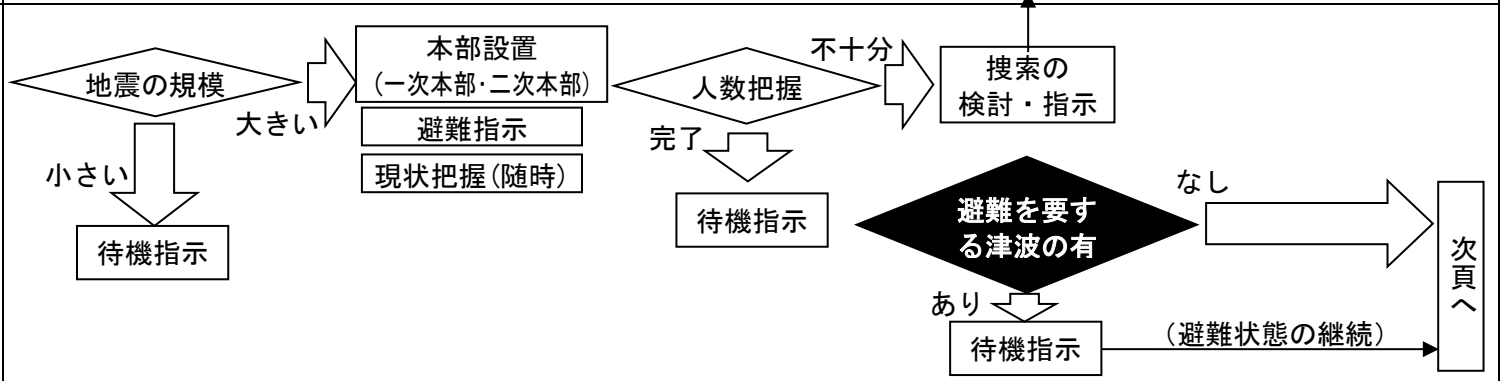
（事務室）	・避難物資（３日分）の整備・確認 ・非常用電源の確保	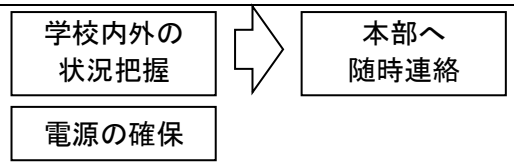

９ 学校での地震・津波における対応 ②

	地震・津波発生時の対応	事後の対応
（職員）	引き渡しカード記入後、児童生徒 下校 各学部・学年による引き渡し名簿の集約 みや央メールによる安否・状況伝達	防災対策委員会の設置 ・校内の情報収集 ・保護者への連絡 ・教育再開時期の目途・準備 ・児童生徒の心のケア
（管理職）	保護者への連絡指示 完了 引き渡し名簿の集約 前頁から 学校周辺の安全確認 主要幹線道路・ＪＲ 等の確認 不十分 待機指示 （避難状態の継続） （保護者の連絡待ち）	・職員への状況把握への指示 ・関係機関へ報告 ・福祉避難所開設の判断
（事務室）	・引き渡しに伴うサポート	

１０　学校外での地震・津波における対応（校外学習等）

１　地震発生・・・職員は、児童生徒に安全な場所に身を隠すように指示する。特に室外の場合、周辺に建物があれば落下物の危険性があるので、建物からできる限り離れるように指示する。《引率者》

２　本部設置・・・校長を本部長として、一次本部を事務室に設置する。
状況に応じて、二次本部を３階音楽準備室に設置する。

３　避難誘導・・・揺れが治まり、避難が可能な状態であることを確認した後、児童生徒と職員は、より安全な場所へと避難する（職員で事前に計画した場所へ避難する）。《引率者》

４　避難確認・・・周囲の状況に注意し、児童生徒の安全を確認しながら避難を開始する。避難が終了したら、人数を確認して学校へ連絡、状況報告をする。また保護者へも児童生徒が無事でいることを連絡する。　《引率者》

５　状況確認・・・本部は随時、引率者との状況確認を行う。

（大地震のみ、または津波が周辺まで来なかった場合）

６　安全確保・・・周辺の状況に注意し、安全が確認できるまで、周辺の関係機関及び学校（本部）と相談しながら、児童生徒と一緒にその場所で待機する。

７　帰校判断・・・本部との協議の上、帰校した方が安全であると判断された場合、周辺の状況に注意しながら学校へ戻る。学校に戻ったら、安否確認を含め保護者へ連絡を取り、児童生徒を下校させる。保護者へ連絡が取れない場合、学校に待機させる。
また、待機場所や周辺の避難所等の方が安全であると判断された場合、そこで待機、状況に応じて保護者との引き渡しを行う。その際、随時本部との連絡を行うこととする。

８　関係機関・・・県教育委員会等へ児童生徒の安全確保について報告する。

留意事項

① 避難が必要なほどの大きな地震の場合、津波を想定して必ず大きな建物の上層階か高台へと避難する。

② 大津波が発生し、迫っている場合は、その場で待機する。その際に児童生徒に被害状況を見せないようにする。

③ 大津波が発生して、あらゆるものを流してしまい、すぐに復旧が見込めない場合は、その場所で２、３日過ごさなければならない状況になることも想定しておく。

１０ 学校外での地震・津波における対応 （校外学習等）

<table>
<tr><th></th><th>事前の対応</th><th>地震・津波発生時の対応</th><th>事後の対応</th></tr>
<tr>
<td>（職員）</td>
<td>・マニュアルの把握
・避難困難児童生徒の把握と対応等の検討
・避難状況や経路のシミュレーション
・活動地等における避難場所の確認
・保健調査票の持参</td>
<td> 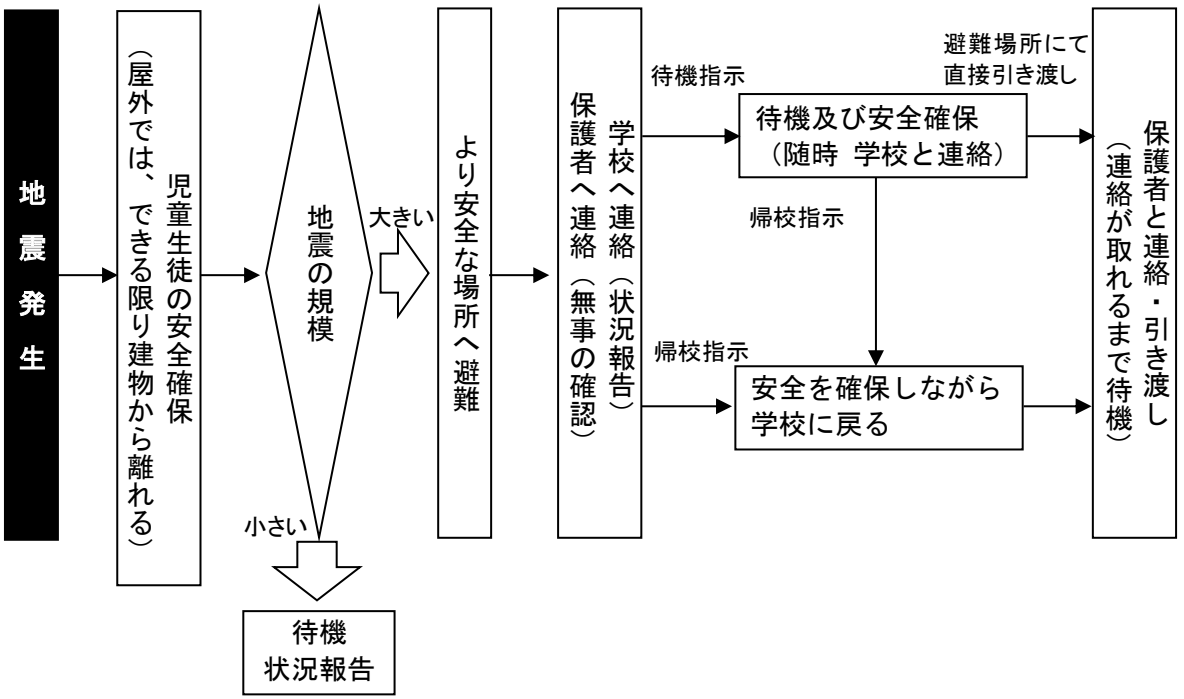
</td>
<td>・保護者への連絡
・引き渡し後の居場所確認</td>
</tr>
<tr>
<td>（管理職）</td>
<td>・マニュアルの周知
・保護者への引き渡し用の名簿の準備</td>
<td> 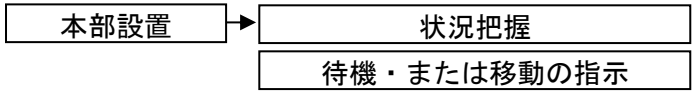
</td>
<td>・状況把握
・関係機関へ報告
・保護者への連絡指示</td>
</tr>
</table>

１１－１　学校外での地震・津波における対応（通学中）

１　地震発生

（１）自転車・徒歩通学生

単独で通学中の児童生徒は、安全な場所を探して身を隠す。特に、室外の場合は、周辺に建物があれば落下物の危険性があるので、建物からはできる限り離れるようにする。

（２）ＪＲ通学生・路線バス通学生

運転中は乗務員の指示に従う。

駅では、駅長や駅員の指示に従う。

バス停留所では、近くの大人の指示に従う。一人の場合は（１）に準じる。

駅や停留所に移動中は（１）に準ずる。

（３）スクールバス生

地震発生後、バス会社、スクールバス添乗員と連絡を取り、状況を確認する。

スクールバス運行中は添乗員の指示に従う。

バス停留所では、保護者の指示に従う。単独通学生も準じる。

２　安全避難

（１）自転車・徒歩通学生

揺れが治まり、安全な状態になった場合、学校に近ければ学校の方へと戻り、避難する（家に近ければ、家の方へと戻り避難する）。

（２）ＪＲ通学生・路線バス通学生

運転手や乗務員の指示に従う。

駅では、駅長や駅員の指示に従う。

バス停留所では、近くの大人の指示に従う。一人の場合は（１）に準じる。

駅や停留所に移動中は（１）に準ずる。

（３）スクールバス生

運転手、添乗員の指示に従う。近くの安全な高台に向かって移動する。

バス停留所では、保護者の指示に従う。単独通学生も準じる。

状況によっては、学校に戻る場合もある。

３　状況報告・・・本人または保護者は、学校に状況を必ず報告する。

４　安全確認（大地震のみ、または津波が周辺まで来なかった場合も含む）

（１）（２）（３）ともに安全が確認できた場合は、その場所で待機してもらう。

安全が確認できない場合は、確認できるまで連絡を行う。　《学級担任また副担任》

５　関係機関・・・県教育委員会等へ児童生徒の安全確保等について報告する。

留意事項

①　避難が必要な大きな地震の場合、津波を想定して必ず大きな建物か高台へと避難する。

１１－２　スクールバス運行中における緊急時の対応（通学中）

○　事故・災害等、緊急時の対応

～平成２７年１１月３０日のスクールバスの安全な運行に関する話し合いより～

○ バスの動き

① 事故等、バスが動けなくなった場合

・バスから学校、営業所へ連絡（バスが動かない場合、代車を準備）
・事故の場所とバスの状況確認、児童生徒の状況確認（誰がバスに残っているかも含む）
・運転再開予定時刻が決まり次第、保護者への連絡を行う。

② 災害等、指定の停留所に到着できない場合

・学校へ連絡…現在地を連絡。運転再開が無理な場合は、学校へ引き返すこともありうる。
（バスが動く場合と動かない場合で異なる）
・営業所へも連絡。津波の時は高台、または安全が確保できる場所へ逃げる。
（宮崎市内でバスが動かない時は、高いビルへ避難してもらう。
西都便の場合は、新田原方面へ逃げる）

○ 保護者への連絡及び引き渡し

・添乗員から学校へ連絡。学校から保護者へ確実に連絡を行う。
・学校の電話回線が塞がる可能性があるので、添乗員へ教頭の連絡先を伝えておく。
・災害時の拠点となる運行営業所の連絡先を確認しておく。
・学校の防災メールをスクールバス関係にも届くようにしておく。

１１－３　バス乗車・降車時における所在確認

○　送迎用バスに限らず、学校において校外学習や部活動等で児童生徒が自動車へ乗降車する際、学級担任・副担任の確認、係の確認（全員降車後に点検）等の方法により児童生徒の所在を確実に確認する。

１１－４　送迎用バスへの安全装置の装備

○　通学用の自動車を運行する時は、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて点呼等の方法により児童生徒の所在を確認する。

１１ 学校外での地震・津波における対応（通学中）

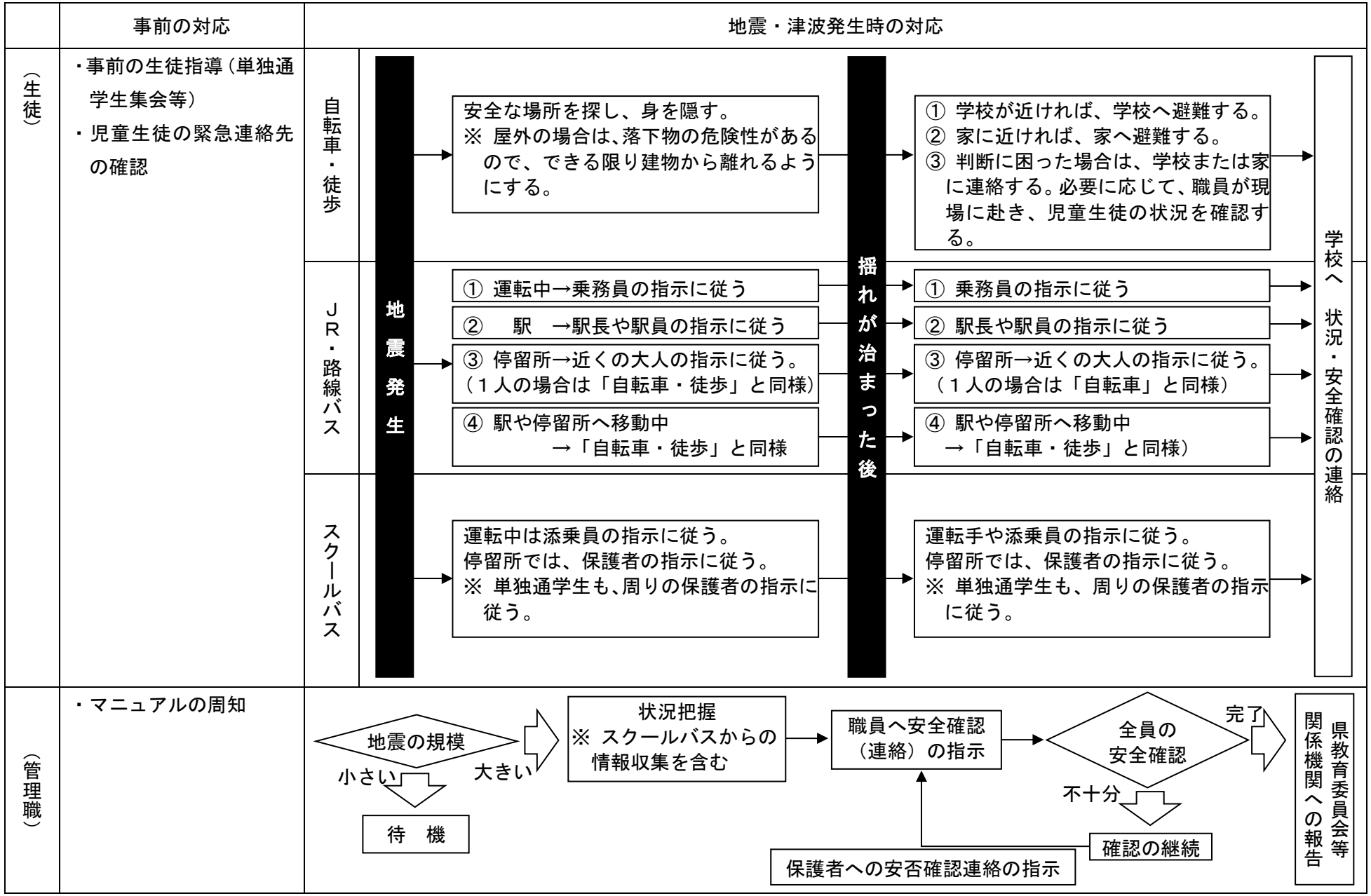

１２　休日等の地震・津波における対応

1　地震発生・・・学校周辺に重大な災害をもたらす地震が発生した場合、または被害が学校にも及ぶと予想される場合に限る。

2　本部設置・・・校長を本部長とする。設置個所については、随時判断する。

3　状況把握・・・警備員等から連絡があった場合、管理職は学校周辺の状況を収集するように指示を出す。また管理職は直ちに出勤して本部を設置し、地震による被害の状況を確認する。学校周辺の被害状況も把握する。

4　緊急出勤・・・管理職の指示で、みや央メールや緊急連絡網により全職員へ連絡し、出勤可能な職員に対して出勤を要請する。
緊急出勤ができない職員については、出勤可能な状況となった場合に出勤する。

5　保護者連絡・・児童生徒及び保護者の被災状況を把握するとともに、必要に応じて、学校の被災状況や今後の対応を説明する。《学級担任または副担任》
学級担任等（出勤できない職員も含む）は、児童生徒の被災状況を本部へ報告する。

6　関係機関・・・県教育委員会等へ学校及び学校周辺の被災状況について報告する。

留意事項
① 本項の適用については、学校及びその周辺に重大な災害をもたらす地震が発生した場合に限る。
② 学級担任等は、児童生徒の緊急連絡先を把握しておく。
③ 津波が予想され、地域住民が避難に来る場合、安全な場所へ誘導するように指示を出す。
④ 大津波が発生して、すぐに復旧が見込めない場合は、３階で２、３日過ごさなければならないことも想定しておく。
⑤ 管理職は、緊急出勤要請時に各職員が要する出勤時間を把握しておく。
⑥ 管理職は、職員の被災状況を早期の把握に努める。

※　本校が福祉避難所として機能する際は、『宮崎県立みやざき中央支援学校福祉避難所運営マニュアル』に沿って運営を行う。

「宮崎県教育委員会防災計画」に基づき、地震発生時及び津波警報発令時の職員参集・配置基準を以下の通りとする。

□　地震発生時の職員参集・配置基準

配置基準	管理職	学校職員	寄宿舎職員
県内で震度６弱以上の地震が発生した場合	自身の安全を確保しつつ、職員は可能な範囲で出勤して配置につく。		
県内で震度５弱～震度５強の地震が発生した場合	自身の安全を確保しつつ、可能な範囲で出勤して配置につく。		

□　津波警報発令時の職員参集・配置基準

配置基準	管理職	学校職員	寄宿舎職員
津波予報区「宮崎県」に大津波警報又は津波警報が発令された場合	校長の判断による。		

１２ 学校での地震・津波における対応（職員不在時）　※地震発生時及び津波警報発令時における職員参集・配置基準については p25 に記載

	事前の対応	地震発生時の対応	事後の対応
（警備員等）	・マニュアルの把握	地震発生 → 管理職へ連絡 現場確認を要請 → 指示に従って待機 → 管理職へ状況の伝達 ○ 本項の適用については、学校及びその周辺に重大な災害をもたらす地震が発生した場合に限る。 ○ 地震に伴う火災発生時には、「２ 学校での火災における対応（職員不在時）」の対応に準ずる。	
（管理職）	・マニュアルの周知 ・津波発生時の地域住民の避難・誘導に対する確認	緊急出勤※本部設置 → 警備員等から状況を確認 → 職員へ連絡	・職員への状況把握の指示 ・消防・警察への事情説明 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示
（職員）		可能な職員は出勤 → 校内の状況確認 / 児童生徒の状況確認	・校内の情報収集 ・保護者への連絡

１３　学校での弾道ミサイル発射に係わる対応（授業中）

１　ミサイル発射・・・関係機関からのＪアラート（全国瞬時警報システム）や緊急速報メールの配信を受け、校内緊急放送により全職員・全校児童生徒に緊急避難情報を伝える。

【 校内放送例 】
Ｊアラートが発令されました。児童生徒のみなさんは担任の先生の指示に従ってください。
窓とカーテンを閉め、できるだけ窓から離れ、机や椅子の下にもぐり、自分の頭や体を守る行動をとってください。次の指示があるまで、そのまま身の安全を守る行動を確保してください。

２　本部設置・・・　校長を本部長として、本部を事務室に設置する。

３　情報の収集・・　本部は、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集に努め、速やかに全職員に情報を提供する。

４　ミサイルが日本の領土・領海の上空通過が確認された場合・・・
校内緊急放送により、ミサイル通過が確認されたことを告げ、避難待機を解除する。

５　ミサイルが日本の領土・領海への落下が確認された場合・・・
ミサイルの落下場所等の情報を伝え、続報があるまで、引き続きそのまま身の安全を確保するように指示する。

６　ミサイルの安全が確認された後の状況確認・・・
弾道ミサイルによる被害状況を把握するために、本部の指示に従って、児童生徒の健康状態、校舎周辺の安全確認を行う。

７　安全確保・・・　本部が学校周辺、国道１０号線周辺の状況や日向住吉駅の状況を把握し、安全が確認できるまで、児童生徒を下校させずに教室で待機させる。

８　下校判断・・・　学校周辺の安全が確認され、国道１０号線周辺、日向住吉駅（ＪＲ）、通学路及び児童生徒の居住地域の安全が確認されたと本部が判断した場合、児童生徒を下校させる。
ミサイルの着弾状況によって、下校が困難な場合は、保護者への引き渡しについて、みや央メール等で連絡する。

９　関係機関への報告・・・校長が県教育委員会等へ学校及び学校周辺の状況について報告する。

留意事項
① 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、政府から関係する地域住民に対してＪアラート（全国瞬時警報システム）による緊急情報が伝達される。
② 爆音・爆風が想定されるため、目をしっかり閉じて、両手で耳を塞ぎ、姿勢を低くし、頭部を守る体勢をとる。
③ 不審な物を発見した場合には、決して近づかず、直ちに警察・消防に連絡すること。

１３　学校での弾道ミサイル発射に係わる対応（授業中）

<table>
<tr><th></th><th>事前の対応</th><th>弾道ミサイル発射の対応</th><th>事後の対応</th></tr>
<tr><td>（職員）</td><td>・マニュアルの把握
・児童生徒の緊急連絡先の確認
・みや央メール未登録者の確認</td><td>０分　　１０分　　１５分
弾道ミサイル発射情報（Ｊアラート）
校内緊急放送（９９０）
避難行動
【屋外にいる場合】
○近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。
○近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
【屋内にいる場合】
○カーテンを閉めて、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
○床に伏せて頭部を守る。

日本の上空を通過
ミサイル通過情報
日本の領海外の海域に落下
落下場所などの情報
屋内避難は解除
○不審な物を発見した場合には、決して近づかず、直ちに警察・消防に連絡する。
日本に落下する可能性がある
直ちに避難の放送呼びかけ
避難行動を継続
落下場所などの情報
追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続する</td><td>・校内、学校周辺、国道 10 号線周辺の状況や日向住吉駅の状況を把握し、安全が確認できるまで下校させず校内で待機する。
・ミサイルの着弾状況によって、保護者への連絡。</td></tr>
<tr><td>（管理職）</td><td>・マニュアルの周知</td><td>本部設置（事務室）状況把握対応策協議
校内緊急放送により避難行動を指示
職員への状況把握を指示
県教委、警察、消防に連絡
テレビ、ラジオ、インターネットから情報を収集する。</td><td>・職員への状況把握の指示
・警察（場合により消防も）への連絡
・関係機関へ報告
・保護者への連絡指示</td></tr>
</table>

１４　さまざまな場面における避難行動の留意点

１　ミサイル発射に伴う避難時の基本行動

【屋外にいる場合】
　○近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。
　○近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
【屋内にいる場合】
　○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
　○床に伏せて頭部を守る。

２　学校にいる場合の留意点

【校舎内の対応の例】
　例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋等にすぐに移動することが難しい場合は、**窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ること**などが考えられる。

【校舎外の対応の例】
　例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、**遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ること**などが考えられる。

３　校外活動中の場合の留意点

●屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちに避難する。
●校外活動に際しては、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておく。また、活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難についても、事前に確認しておく。
●児童生徒に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について事前に指導しておく。

４　登下校中の留意点

●登下校中は、地震発生時と同様に、その時入手した情報に基づき児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるように事前に指導をしておくこと。
●屋外ではミサイル発射情報が入手できないことがある。緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとなることを事前に指導しておくこと。

【自家用車・スクールバスにおける留意点】

●自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、**車を止めて近くの建物や地下等に避難する**。周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとること。
●バスに乗っている児童生徒の状況によって、車外に出ることが危険だと判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る行動をとること。

１５　児童生徒の失踪における対応（授業中）

１　失踪から本部設置まで・・・

不明児童生徒の関係者（学級・学年職員）で**校内を捜索**する（**一次捜索**）。
１０分を目安に不明であった場合には学年主任→学部主事→管理職に連絡する。
管理職を本部長として、職員室に本部を設置する。
管理職は、行方不明の児童生徒と最後に一緒にいた職員から状況を確認するとともに、関係職員を招集する放送を流し、校内の一次捜索を行う。
「各学部主事・学年主任の先生方、生徒指導主事は職員室にお集まりください」

２　情報伝達・・・　本部は該当する学部の学部主事及び高等部学年主任、生徒指導主事、教務主任、該当するクラスの学級担任を招集した後、管理職は、状況を生徒指導主事等に伝え、二次捜索後の対応を検討・準備する。学級担任は、児童生徒に関する正確な情報・特徴、一次捜索の状況などの情報を提供する。

３　二次捜索・・・「授業中失礼します。お手すきの先生方、職員室にお集まりください」の校内放送を入れることで、行方不明児童生徒発生について全職員に知らせるとともに、**二次捜索**の合図とする。全体指揮は、生徒指導主事が行う。（担当箇所については、別紙 P38 参照）。状況に応じて校外捜索の対応を検討・準備する。

４　校外捜索・・・○**校外捜索**に切り替える際は、児童生徒については、必要に応じて学部学年ごとの集中管理とする（割り当て教室については別紙 P39 参照）。
○捜索に当たるペアは２名１組とし、捜索地図をもとに、児童生徒の実態を考慮しながら、捜索範囲を策定する。捜索するペアは当該学年職員と他学部職員のペアが望ましい。校外捜索は、徒歩・自転車（５台使用：鍵は事務室保管）・自動車で行う（担当箇所については、別紙 P39 参照）。
○本部は、校外捜索を開始したことを事務室に伝える。事務室の職員は、集中管理教室（自立活動室、リサイクル室）を急いで解錠する。
○本部は、捜索担当者に対して捜索状況、所在確認の有無等をみや央メールで連絡する。捜索担当者は、有力な情報を得られたら、すぐに本部へ電話連絡をする。

５　捜査協力・・・捜索状況を考慮しながら、管理職が警察、各公共交通機関に捜索依頼をする。
住吉駐在所(39-1050)宮児タクシー(25-4815)日向住吉駅(39-1630)その他

留意事項
① 保護者への連絡は、本部からの指示を受けて学級担任が行う。
② 一・二次捜索の捜索箇所については、年度初めに決めておく）（別紙P38~39参照）。
③ 校外捜索の際は、対象生徒の顔写真、携帯電話、捜索地図を所持する。
④ 教務主任が対象児童生徒の顔写真、地図の準備を行う。個人情報の取り扱いには十分気をつける。
⑤ 授業中の捜索では、児童生徒が放置されないように留意する。（二次失踪防止）
⑥ 学級担任、学部主事、生徒指導主事は、本部で待機し臨機応変に動けるようにする。
⑦ 校外捜索は行方不明発覚後、６０分以内を目安とする。

１３　失踪児童生徒の失踪における対応（授業中）

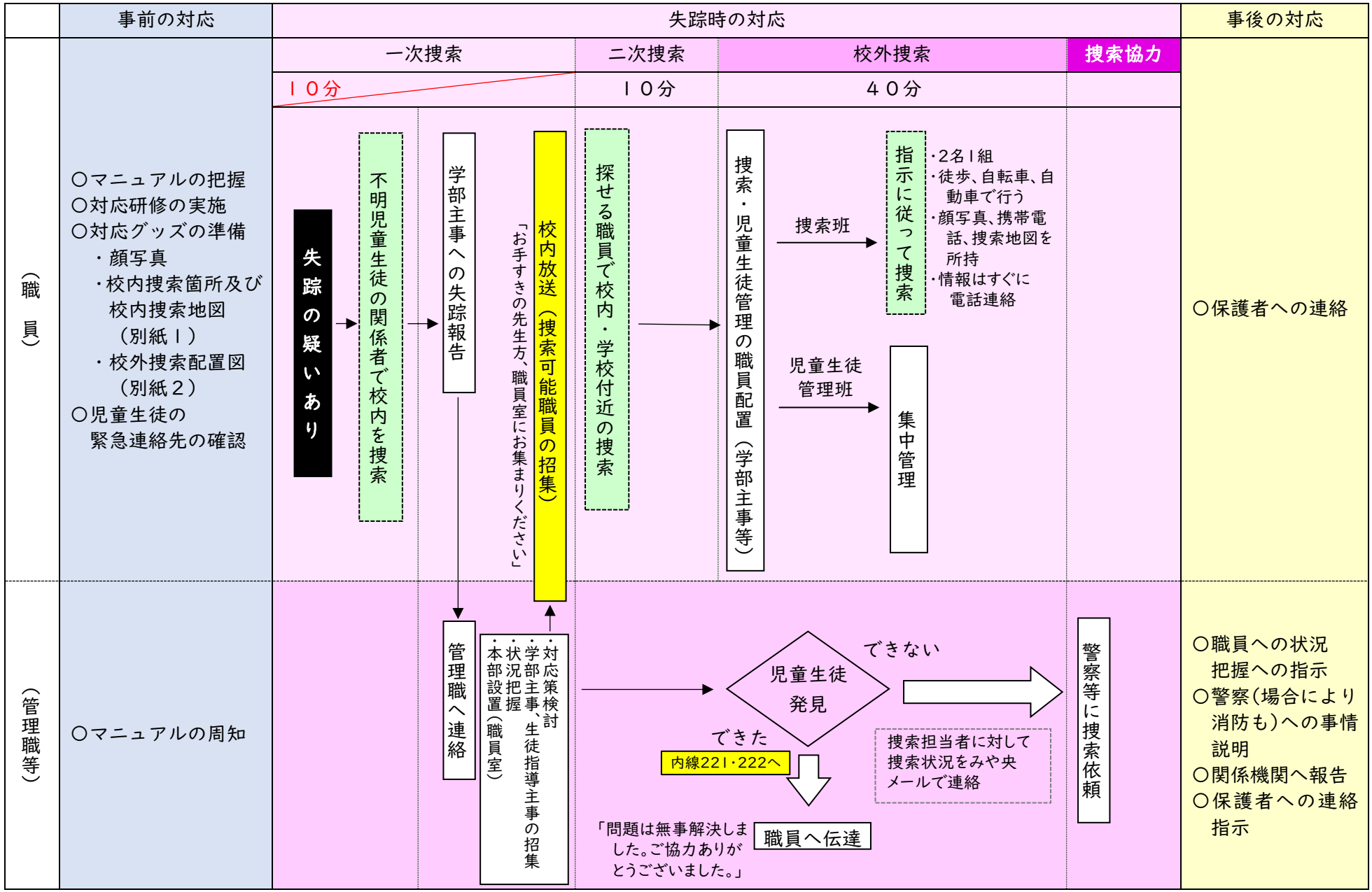

１６　児童生徒の失踪における対応（登校途中）

１　行方不明から本部設置まで

・８：４５に登校が不明の場合、靴箱等を確認した後、学年や学部の職員で校内を捜索する。
・９時をめどに担任が登校していない児童生徒の保護者に確認の連絡をする。
・所在確認ができない場合(連絡が取れない場合も含む)は、ただちに学年主任→学部主事→管理職に連絡する。
・管理職を本部長として、職員室に本部を設置する。

２　一次捜索

・本部は該当する学部の学部主事及び高等部学年主任、生徒指導主事、教務主任、該当するクラスの学級担任を招集する。
・管理職は、担任等から状況を確認するとともに、所在確認や捜索の方法について協議する。
・生徒指導主事の指揮のもと、授業に支障のない範囲で、通学経路を中心に捜索に出る。
(３０分～１時間)

３　情報伝達

・ 一次捜索の結果をうけて二次捜索の対応を検討・準備する。
・学級担任は、捜索に関する情報・身体的特徴などを本部に伝達する。また、保護者と継続して連絡を取り合いその情報も逐次報告する。

４　二次捜索

・校内放送を入れ、捜索協力職員を職員室に集める。
「授業中失礼します。お手すきの先生方、職員室にお集まりください」
・二次捜索の指揮を生徒指導主事が行う。（捜索箇所については、状況で判断）。
・管理職は、委員会に報告するとともに、関係機関等への捜索協力要請を行う。
・児童生徒については、必要に応じて学部学年ごとの集中管理とする。
（割り当て教室については別紙参照）。
・捜索に当たるペアは２名１組とし、捜索地図をもとに、児童生徒の実態を考慮しながら、捜索範囲を策定する。捜索するペアは当該学年職員と他学部職員のペアが望ましい。
・本部は、校外捜索を開始したことを事務室に伝える。
・捜索担当者は、有力な情報を得られたら、すぐに本部へ電話連絡をする。
・本部は、必要に応じて捜索担当者に対して情報をみや央メールで連絡する。

５　捜査協力

・捜索状況を考慮しながら、管理職が警察、各公共交通機関に捜索依頼をする。
※住吉駐在所（39-1050）、宮児タクシー（25-4815）、日向住吉駅（39-1630）その他

留意事項

① 保護者への連絡は、本部からの指示を受けて学級担任が行う。
② 教務主任が対象児童生徒の顔写真、地図の準備を行う。個人情報の取り扱いには十分気をつける。
③ 校外捜索の際は、対象生徒の顔写真、携帯電話、捜索地図、小銭を所持する。
④ 学級担任、学部主事、生徒指導主事は、本部で待機し臨機応変に動けるようにする。
⑤ 校外捜索は行方不明発覚後、６０分以内を目安とする。

１６ 失踪児童生徒の失踪における対応（登校途中）

<table>
<tr><th></th><th>事前の対応</th><th>失踪時の対応</th><th>事後の対応</th></tr>
<tr><td>（職員）</td><td>・マニュアルの把握
・児童生徒の緊急連絡先の確認
・児童生徒の顔写真の準備
・捜索班のペアリング</td><td>０分　　３０分　　６０分
 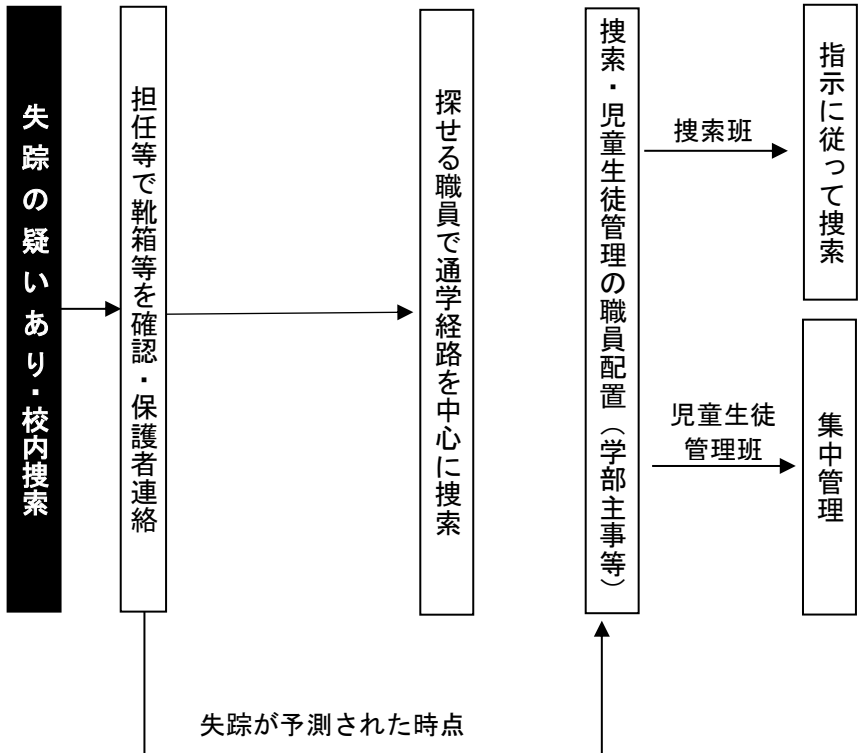
</td><td>・保護者への連絡</td></tr>
<tr><td>（管理職）</td><td>・マニュアルの周知</td><td> 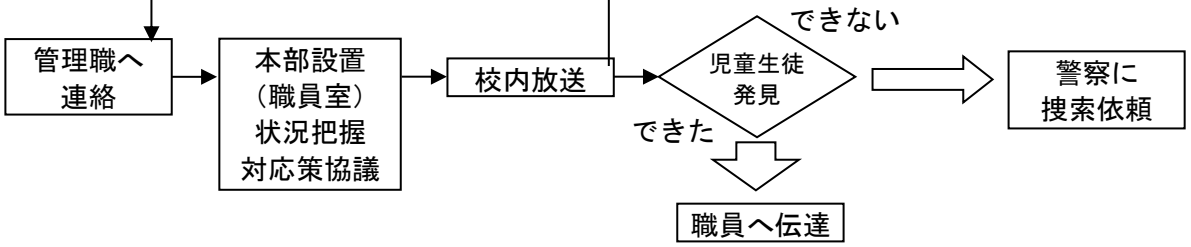
</td><td>・職員への状況把握への指示
・警察への事情説明
・関係機関へ報告
・保護者への連絡指示</td></tr>
</table>

１７　児童生徒の失踪における対応（下校後・休日等）

1　行方不明・・・学校や学級担任等に家庭やその他より失踪の連絡があった場合、管理職に連絡する。

2　本部設置・・・管理職を本部長として職員室に設置し、該当する学部の学部主事及び高等部学年主任、生徒指導主事、教務主任、該当するクラスの学級担任を招集する。管理職は、保護者から状況を確認する。

3　情報伝達・・・管理職は、状況を生徒指導主事等に伝え、みや央メールを利用して全職員に連絡する。

内容例：○学部○年○組△さんが□□時頃から所在が不明です。
捜索に協力できる職員は学校に集合。学校に向かう途中、車窓より所在を確認。所在不明になった場所は□□付近です。自宅は○○、服装は△△、特徴は××。

4　捜査協力・・・本部は本部設置後、情報収集し対応する。
また、保護者に警察への連絡の有無を確認したうえ、警察に捜索依頼をする。

留意事項
① 本部及び学級担任は、保護者との連絡が常時可能な状態にしておく。
② 本部は、警察と連絡を取りながら、場合によっては職員による捜索の終了も想定しておく。

１７ 失踪児童生徒の捜索における対応（下校後・休日等）

	事前の対応	失踪時の対応	事後の対応
（職員）	・マニュアルの把握 ・児童生徒の緊急連絡先の確認 ・児童生徒の顔写真の準備	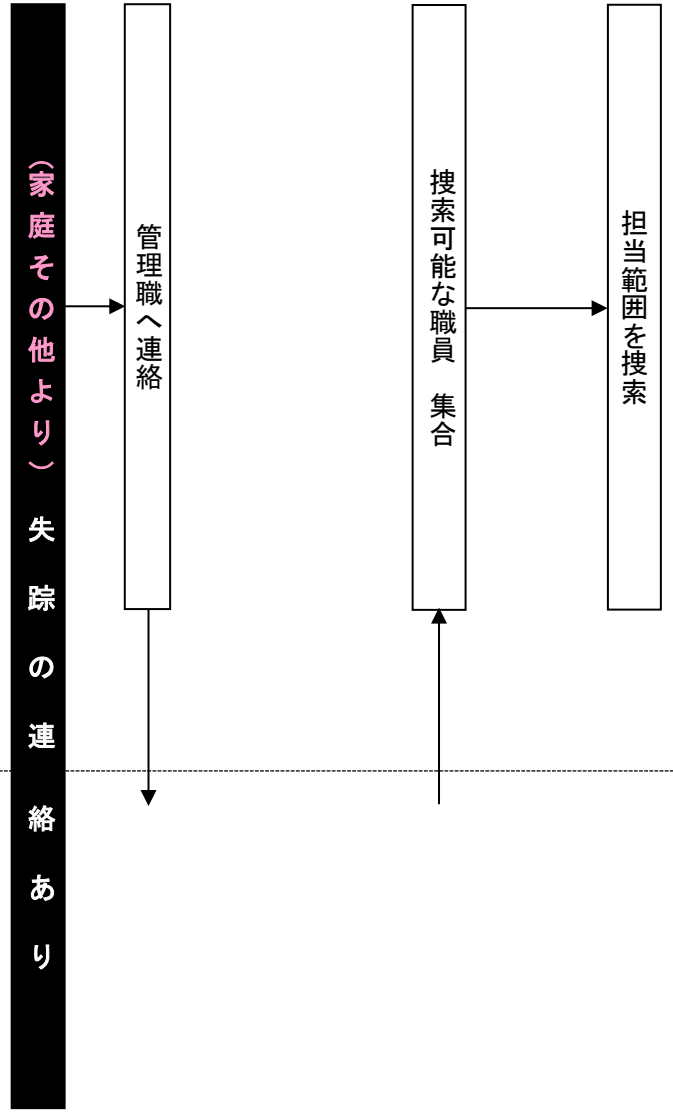	・保護者への連絡

（管理職）	・マニュアルの周知	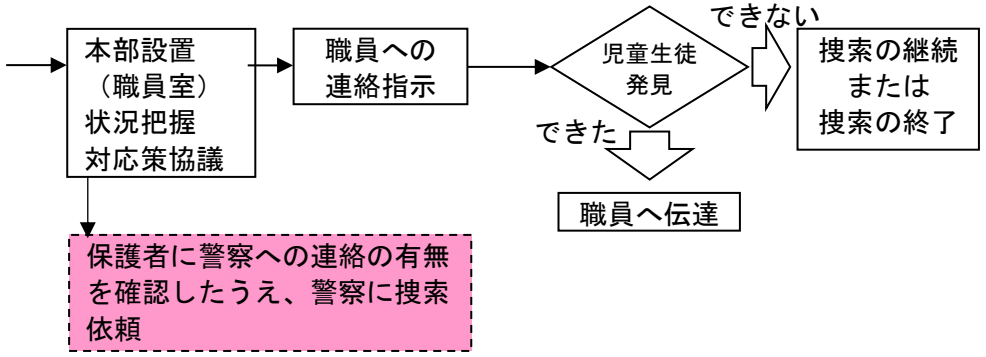	・職員への状況把握の指示 ・警察（場合により消防も）への事情説明 ・関係機関へ報告 ・保護者への連絡指示

１８　児童生徒の失踪における対応（校外学習中等）

１　行方不明・・・ 校外学習引率者で近辺を捜索（一次捜索）すると同時に、学年主任・学部主事・生徒指導主事・管理職に連絡する。
近辺を捜索しても見つからない場合は、改めて学年主任・学部主事・生徒指導主事・管理職へ連絡する。
（管理職不在の場合、教務主任 へ連絡）

２　本部設置・・・ 管理職を本部長として、職員室に設置する。
管理職は、引率責任者から状況を確認する。

３　情報伝達・・・ 校内放送後、各学部主事及び高等部学年主任、生徒指導主事は、本部に集合する。
管理職は、状況を生徒指導主事等に伝え、校外捜索等の対応を検討する。

４　校外捜索・・・ 一次捜索で発見できなかった場合は、「〇学部のお手すきの先生方、職員室にお集まりください」の校内放送を入れることで、不在児童生徒発生について知らせるとともに、校外捜索の合図とする。児童生徒については、必要に応じて学部学年ごとの集中管理とする（割り当て教室については別紙１参照）。
２名１組とし、捜索地図をもとに、児童生徒の実態を考慮しながら、捜索範囲を策定する。
校外捜索は、徒歩・自転車・自動車で行う。
本部は、校外捜索を開始したことを事務室に伝える。
本部は、捜索担当者に対して捜索状況、所在確認の有無等をみや央メールで連絡する。
捜索担当者は、有力な情報を得られたら、すぐに本部へ電話連絡をする。

５　捜査協力・・・捜索状況を考慮しながら、管理職が警察に捜索依頼をする。

留意事項
① 保護者への連絡は、本部からの指示を受けて学級担任が行う。
② 学級担任は、校外学習の準備物として生徒写真、緊急連絡先を必ず携帯すること。
③ 修学旅行等、県外で児童生徒が失踪した際、上記３以降については本部の指示に従う。

１８ 失踪児童生徒の捜索における対応（校外学習中等）

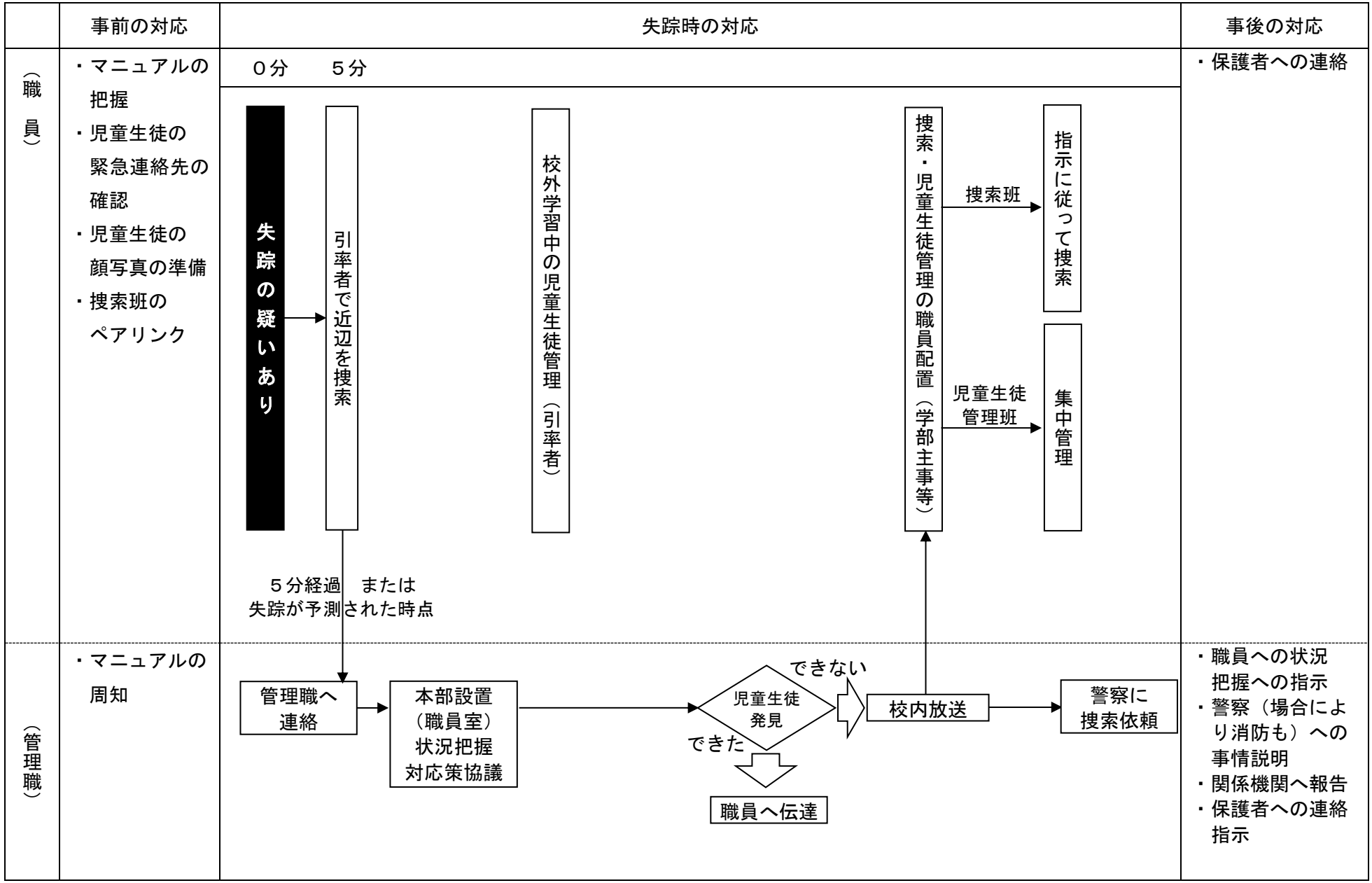

（別紙）

○ 児童生徒失踪時の校内捜索箇所（目安）　　（2022 年 4 月から 2023 年 3 月）

小学部職員	・**小学部各教室**　・**第１棟全体**（トイレ、遊戯室など）とその周辺 ・**低学年棟**　・**プール周辺**　・**体育館**とその周辺
中学部職員	・**中学部各教室**　・**第２棟全体**（トイレなど）とその周辺　・**玄関周辺** ・**特別教室棟**（音楽室、視聴覚室など）
高等部１年職員	・**高等部１年各教室**　・**第３棟全体**（トイレ、図書室など）とその周辺
高等部２年職員	・**高等部２年各教室**　・**第４棟全体**（トイレなど）とその周辺 ・**実習第１棟**（木工室など）とその周辺
高等部３年職員	・**高等部３年各教室**および**運動場**周辺
寄宿舎職員	・**寄宿舎**とその周辺　・**新食堂、食堂** ・**実習第２棟**（農場棟）とその周辺　・**農場実習地**

※授業中の捜索は、空き時間の職員、各学部の副担任を中心（授業ＴＩを除く）に行う。

○ 児童生徒失踪時の校内捜索地図（目安）　　（2022 年 4 月から 2023 年 3 月）

※　児童生徒失踪時の校内捜索地図は毎年 4 月に教室配置変更に合わせて変更する。

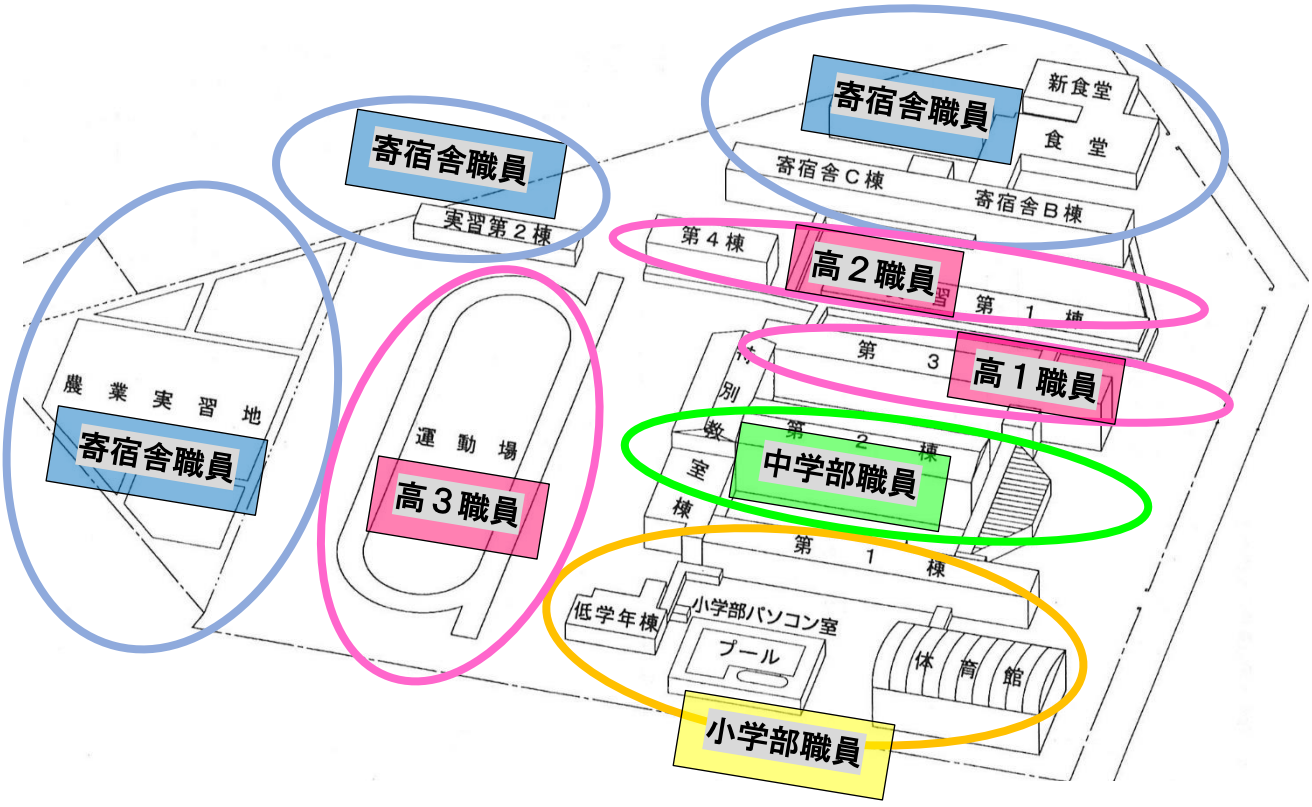

○ 児童生徒失踪時の集中管理教室

小学部	低学年	視聴覚室
	中学年	遊戯室
	高学年	自立活動室
中学部	１年	リサイクル室
	２年	美術室
	３年	音楽室
高等部	各クラスまたは近隣学級 ※福祉流通室も使用可	

○ 児童生徒失踪時の校外捜索箇所（初期捜索）

（A）219号線まで、（B）石崎側周辺、（C）アタックスまで、（D）泰翁寺まで、（E）マルミヤまで

※ 捜索に関する生徒情報、写真、詳細な捜索担当地図は本部より配布する。